欧州特許庁（EPO）審判部、口頭審理の議事録作成にAI導入へ

2026年10月23日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州特許庁（EPO）の審判部（Boards of Appeal）は、2026年11月1日から、口頭審理の音声録音およびAIを活用した議事録作成支援を開始すると発表した。担当審判体が案件ごとに録音およびAI利用の可否を判断し、ビデオ会議形式で行われる口頭審理を対象にパイロット運用を開始する予定である。

今回の制度では、口頭審理の音声を録音した上で、AIを用いて文字起こしを行い、さらに議事録作成のための追加処理を実施することが認められる。EPOでは2025年から審査部および異議部でAI支援による議事録作成のパイロット運用を実施しており、2026年には審査部、異議部、受理課（Receiving Section）、法務部（Legal Division）へ適用範囲を拡大している。審判部の決定文は具体的な処理内容を明らかにしていないものの、EPO第一審では、AIによる文字起こしの後、別のAIツールを用いて議事録ドラフトを作成する運用が既に行われており、今回の決定は、こうしたAI活用の取組みを審判手続にも拡大するもの位置付けられる。

録音データおよびAIによる文字起こし結果は内部的な準備資料として扱われ、事件ファイルの一部とはならない。また、当事者や一般公衆には開示されず、議事録送達後1か月以内に削除される。EPOは、これらのツールが議事録作成の効率化や正確性向上に寄与するとしつつも、議事録の法的性質は変わらないとしている。議事録作成の責任は引き続き審判体側が負い、認証された議事録のみが口頭審理の公式記録となる。

AIの活用は議事録作成の効率化や品質向上につながることが期待される。一方で、AIは文字起こしだけでなく議事録作成に向けた追加的な処理にも利用される可能性があるが、その具体的な方法や利用モデルは明らかにされていない。また、録音データや文字起こし結果は最終的に削除されるため、当事者が議事録の内容に異なる認識を有した場合でも、実際の発言内容やAIによる処理結果を事後的に検証することは容易ではない。審判手続へのAI導入は大きな一歩といえるが、今後は効率化と手続の検証可能性をどのように両立していくかが注目される。

－ EPOのニュースリリース等は、以下参照 －
（ニュースリリース）

- https://www.epo.org/en/case-law-appeals/communications/use-audio-recordings-and-ai-prepare-minutes-appeal-proceedings

（決定文）

- https://link.epo.org/web/Press-release-Audio-recordings.pdf

（以上）